

議案第 10 号

君津市立久留里城址資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市立久留里城址資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整備するため、君津市立久留里城址資料館の設置及び管理に関する条例（昭和 54 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市立久留里城址資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市立久留里城址資料館の設置及び管理に関する条例（昭和 5 4 年君津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 本市は、市の歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料並びに久留里城に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供し、その教養、調査研究に資するため、博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する博物館として、君津市立久留里城址資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
君津市立久留里城址資料館	君津市久留里字内山

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

君津市立久留里城址資料館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行								
<u>(設置)</u> 第1条 本市は、市の歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料並びに久留里城に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供し、その教養、調査研究に資するため、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する博物館として、君津市立久留里城址資料館（以下「資料館」という。）を設置する。 <u>(名称及び位置)</u> 第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>君津市立久留里城址資料館</td><td>君津市久留里字内山</td></tr> </table>	名称	位置	君津市立久留里城址資料館	君津市久留里字内山	<u>(趣旨)</u> 第1条 この条例は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、君津市立久留里城址資料館（以下「資料館」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 <u>(設置)</u> 第2条 本市は、市の歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する資料並びに久留里城に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供し、その教養、調査研究に資するため次のとおり資料館を設置する。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>君津市立久留里城址資料館</td><td>君津市久留里字内山</td></tr> </table>	名称	位置	君津市立久留里城址資料館	君津市久留里字内山
名称	位置								
君津市立久留里城址資料館	君津市久留里字内山								
名称	位置								
君津市立久留里城址資料館	君津市久留里字内山								